

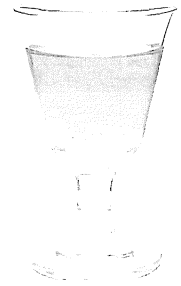
経 済 (4)

琉球もろみ酢 GI追加登録

農水省 ブランド強化へ

農林水産省は10日、地域の農林水産物や食品をブランドとして保護する地理的表示(GI)保護制度の対象に「琉球もろみ酢」など6品目を追加登録したと発表した。沖縄県産品は初の登録で、農水省のGI登録は30道府県の47品目と海外の1品目の計48品目となった。GI保護制度の対象となることで海外での販路拡大などに国の支援が得られる。

琉球もろみ酢事業協同組合(那覇市、松田亮理事長)は約2年かけ登録の準備を



沖縄県の「琉球もろみ酢」
(農水省提供)

してきた。石川悟指導部長は「登録を機にブランド力強化に取り組み」と語った。もろみ酢は泡盛の製造過程で出る酒かすを搾って造る発酵食品でアミノ酸やク

エン酸を豊富に含む。健康食品ブームで2004年には60億3300万円を売り上げた。類似の粗悪品が出回ったこともあった。

ほかに登録されたのは岐阜県飛騨市の「奥飛騨山之村寒干し大根」、岩手県野田村の「岩手野田村荒海ホタテ」、福井県大野市の「上庄さといも」、小浜市の「若狭小浜小鯛さき漬」、鹿児島市の「桜島小みかん」。

もろみ酢 保護対象に

地理的表示制度 知的財産で

農林水産省は10日、地域の農林水産物や食品をブランドとして保護する地理的表示(GI)保護制度の対象に、「琉球もろみ酢」など6品目を追加登録したと発表した。

県内からの登録は初めて。農水省のGI登録は30道府県の47品目と海外の1品目の計48品目となった。

同制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によつて

高い品質や評価を得ている農林水産物・食品を国に登録し、知的財産として保護する。今後、品質などの基準を満たした商品はGIマークが付されて流通することになる。

琉球もろみ酢は泡盛の製造過程で生じる「もろみ粕」を原料とするエキス。「酢」という名称がついているが「食酢」ではなく、天然アミノ酸

やクエン酸を豊富に含む清涼飲料。

ほかに登録されたのは岐阜県飛騨市の「奥飛騨山之村寒干し大根」、岩手県野田村の「岩手野田村荒海ホタテ」、福井県大野市の「上庄さといも」、小浜市の「若狭小浜小鯛さき漬」、鹿児島市の「桜島小みかん」。